



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第1回 会計税務問答集 - ローカル会計事務所 -

タイに丸7年もいると、タイに関する会計・税務(法律はチョットネ…)に関する日本人顧客からの質問には、大半、応えられるようになります。この7年間、タイでは、それほど大きく制度が変わっておらず、日本のように重箱の隅をつつくような制度設計になっていないのも一因とは思いますが。日本にいたら、これだけ広い範囲をたった7年間でカバーできる自信はありません。必ず細かなところで足を引っ張られます。そもそも日本では当初から依頼される範囲も細分化されたものです。いろいろなことができる(やらなければならない)ということは、タイで働いていることの醍醐味のひとつだと思います。ここで働く日本人の方は、多かれ少なかれ、このことを感じているのではないのでしょうか。一方で場合によっては営業や製造の方が、経理の管理もしなくてはならないので、かなりの苦勞も感じているかもしれません。何事もそうですが、現場ではなかなか教科書どおりにはいかないのです。(だから現場が好きなんですけどね。)

今回からは、教科書になかなか出ていないちょっとしたことやマニアックな照会、しかし、結構、よく寄せられる事柄について、ネタが続く限り、簡単に紹介していきたいと思います。1回目はローカルの会計事務所についてです。

弊社にご依頼に来られる経緯で一番多いのが、新たに会社を設立したため、経理、税務業務を弊社に依頼したいというものです。次に多いのが、現在、全くのローカル事務所を経理・税務業務で使っているが、これを変更したいというものです。変更の動機にはいろいろあります。典型的なものは、

- 日本人専門家がいて、日本語で照会したい、説明を受けたい。
- 月次決算や年次決算が遅いので、早くしたい。
- 会計残高が、まったく想定していたものと異なるので、正確に会社の経理内容を把握したい。

といったようなことです。このうち、1番上は、それが完全ローカルたる所以ですので、なぜそうなのかという理由も説明も不要でしょう。日本人や外国人が必要ない、すなわちタイ人顧客のみを対象としている(したい)からローカルなのです。

(1) 決算

1. 月次決算

今更ですが、月次決算は、何のために必要とされているか、考えたことがありますか？親会社から要求されているからという回答もあるとは思いますが、では、なぜ、親会社が要求しているかを考えたことはありますか？ 答えは、「会社の経営者(または親会社)が、会社の月次の実績や実態を把握し、経営管理や今後の経営施策に役立てる」ためです。すなわち、あくまでも会社内部の利用を前提に必要とされているのです。ここで重要なことは、月次決算は、タイの法律で要求されていることではないということです。

この結果、多くのローカル会計事務所では、月次決算をやる必要が無いと認識しているか、または、非常に優先度が低いものと認識しています。それでは、最優先で考えているのは何か？ それは、税務です。過去、随時、K のつぼで紹介してきましたが、会社は、月次で以下の申告書を税務署他に提出しなければなりません。

- 給与源泉税 (PND1) 翌月 7 日 申告納税
- その他の源泉税 (PND3,53,54 他) 翌月 7 日 申告納税
- VAT 月次申告 (PP30) 翌月 15 日 申告納税
- 社会保険申告 翌月 15 日 申告納付

これらは、歳入法等で定められており、納付期限に遅れると、延滞税(サーチャージ)の対象となります。ここで、多少、経理の知識がある人は、帳簿が締まらないのに何ゆえ申告書(特に VAT)を作れるのだろうと思われるかもしれません。実は、給与源泉税や社会保険は、給与台帳から、その他の源泉税は源泉徴収票から、そして VAT はタックスインボイスから作成が可能です。日本の消費税は、帳簿方式のためそうはいきませんが、タイの VAT に関しては、タックスインボイスがあるかないかが、すべてですので作成が可能なのです。

これらの結果、期中は税務業務に集中し、会計帳簿の作成は年度一括で行うという会計事務所も結構あり、依頼するときに留意が必要です。そして、年度一括となった場合には、もはや月次での発生主義による記帳は意味を成さなくなり、基本的に期中はすべて現金主義による記帳となるケースが多いです。タイでは、現金主義が一般的と言い放つローカル会計事務所職員も多いのですが、根本はこのような発想から来ています。

2. 年度決算

年度決算も、上記と似たような発想となります。タイでの法人税申告期限及び商務省への財務諸表提出期限を覚えておられるでしょうか？

- 法人税申告期限: 決算日後 150 日以内
- 商務省への財務諸表提出期限: 定時株主総会(決算日後 4 ヶ月以内開催)後 1 ヶ月以内 → 最長 5 ヶ月以内

となります。基本的にこの法律上の期限を意識して仕事をしています。これ以外に、顧客が、例えば連結上必要だから、決算日後 2 ヶ月以内、3 ヶ月以内に終わらせて欲しいと希望を持ったとしても、なかなか、理解して対応してもらえません。(日本での連結という概念を理解させるのがかなり難しいのです。。。)

そもそも月次決算がない状態で、1 年分をまとめて記帳するようなくみでは、まず、決算早期化への対応は難しいと考えてよいでしょう。

(2) 勘定残高の正確性

ローカル会計事務所から業務を引き継ぐにあたって、まず、日本人の方にお訊きするのは、「現金残

高は、帳簿と一致していますか？」というものです。だいたいキョトンとした表情で「合っているに決まっている」というような言い方をされます。でも、「この年度財務諸表(注記)上、小口現金は 70 万バーツあることになっていますけど、、、」という絶句されます。実に驚くべきことに、かなりの確率で現金は合っていません。なぜ、合わないのか？ 要因は、日系企業固有のものを含めていくつかあります。

- ワークパーミットやVISAの関係で、払込資本金は、現在、日本人一人当たり2百万バーツ必要です。ところが、手持ちの資金がそれより少ない場合に、株主から現金で資本金を受領したことにして登記する場合が、実務上、よくあります。この場合には現金が払い込まれていないので、現金は実際にはありません。従って帳簿残高と多額の差異が生じることとなります。なお、現金が無いと監査等で問題がありますから、登記後に取締役に対する貸付金として処理することもあります。貸付金として処理した場合には、受取利息を認識する必要が出てきます。当然、契約書も返済予定もありません。余談ですが、斯様な方法でワークパーミットを取得することを「合法だ」と力説している日本人コンサルタントがいることには驚かされます。
- 先に述べたように、ローカル会計事務所の発想は、あくまでも税務中心です。これが行き過ぎると、法人税法上、損金算入できない費用、もしくはタックスインボイスを入手できない費用は、費用として会計上も処理しない、ということが起こります。費用として支出はあるのに、支出処理をしなかった場合、どうなるかは容易に想像がつくと思います。支出処理をするということは、現金(または預金)を取り崩すということです。逆に、支出処理しないということは、現金(または預金)を取り崩さないということになります。すなわち、現金預金の帳簿残高と実際在り高は、帳簿残高が大きくなる方向で累積的にどんどん合わなくなっていくことになるのです。

また、先に述べた処理と同様に、これらをまとめて取締役貸付金にしているケースもあります。この場合には、本人が知らないうちに貸付金残高がどんどん増えていくことになります。なお、このような処理を行うと当然に現金を横領されても全くわかりません。ちょっと貸付金に振り替えてしまえばいいだけです。(すなわち、取締役たるあなたへの債権です?!)

(注) 法人税法上、損金算入できない費用とは、過去、繰り返し述べているように領収書のない経費や領収書があっても宛名や発行者名称の無い等不備のある経費です。VAT 上、不備があるというのは、タックスインボイスを入手できない費用、会社の住所や社名の記載不備等、タックスインボイスの条件を満たさない費用です。

会社財産の根本たる現金預金が一致していないのですから、他の貸借対照表勘定も意図していないにせよ合っていないことが多いです。法人税は損益計算書をベースにしますので、非常に神経を使いますが、貸借対照表には、あまり目が行き届かない傾向が強いと思います。

ここから先の話は、あまり通常の事業会社の場合には、見られない処理です。一方で、特に飲食店などでよく見受けられます。飲食店の場合には、その仕込食材について、きちんとした領収書を入手できないことが少なくありません。これらを費用として処理せず、売上金を全額収益として計上してしまうと、損益計算書上、利益が極端に過大になります。あるいは、月次のVATの納税金額が非常に大きくなります。

そこで、どうするか？ ズバリ、売上を抜く処理を行います。特に現金で顧客が領収書を必要としない場合には、これを、会計上、売上処理しません。これによって損益の調整をし、法人税額を少なくします。法人税やVATを多少の納税ポジションに持っていくというのが、腕の見せ所、コツのようです。

ここまで来ると、さすがに、明確な脱税です。普通であれば、会計事務所の倫理上、依頼を断るところです。ところが顧客の要求に負けて、調整をするローカル会計事務所も多々あるように思います。経験上、大手会計事務所では、会計士がライセンス剥奪を恐れて、必要以上に税務問題に反応するのに

対し、ローカルの方はこのような対応をしており、かなり両極端です。この辺のタイの会計士の心理は、まだ、解明できていません。(日本も同じかもしれませんが、、、)

なお、こと、飲食店に関しては、税務署の方もある程度見て見ぬ振りをしているようなところもあるようです。こうしないと、飲食店のビジネスが成り立たないということを理解しているからかもしれません。(あくまでも飲食店です。一般事業会社、特に日系に対する対応は厳しいので、間違っても売上を抜こう等と考えないでください。私の知っている限り、飲食店や宝石店等がこのような対応となっているようです。)

以上の考察から言えることは、ローカルを利用する場合、あまり、会社経営や財産の管理用に耐えうるサービスを期待せず、あくまでも税務申告用として割り切った利用をするべきということだと思います。現金や預金は、自分で別途、出納帳を作成しきちんと管理するべきです。

ローカルの会計事務所を利用されている会社は、一度、サービス内容の見直しをされ、どの程度のサービス能力、マインドなのかを把握することをお勧めします。また、それに応じた対応が必要であるというのも覚えておいてください。(現金が合っていないくてもあわてないように。。。)

。。。Bookkeeperのつぶやき。。。



ようやく、弊社も開業以来 3 年がたちました。長かったような短かったような、、、その間、従業員も増え続け、現在 20 名。 ということで、突然ですが、移転することにしました。といっても、ビルは同じまま、フロアを 19 階に移ります。ルンピニ公園を見下ろす眺めは変わりませんのでご安心くださいませ。また、今度は、ラマIV側、シーロム側、両方のエレベータが使えるようになります。現在、レイアウトを検討中。。。社長室はいずこに。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 ^{こばやし かずまさ} 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 16th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

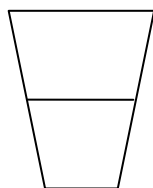
第2回 会計税務問答集 -洗替の怪-

ある顧客との会話、「何でこんなに為替差損益が毎月出るのですか?」「それは毎月外貨建ての売掛金や買掛金を月末レートで換算し洗替処理しているからです。」「洗替ってなんですか? Kのつぼで書いたことありますか?」「…」。別の顧客との会話、「商品評価損を計上するのはわかるのだけれど、前期も引当金を計上したので、今期は差額だけのはずですよね。何で、全額、再度、損で計上しなくてはいけないのですか?」「戻す仕訳をご覧になっていないのではありませんか? 前期分を洗替で全額戻して新たに期末に全額を計上するのです。結果は差額を計上するのと大差ないはずですよ。」「????」あれこれこの話で2時間くらい話したこともあります。結局、話し方が悪いのか納得してもらえませんでした。。

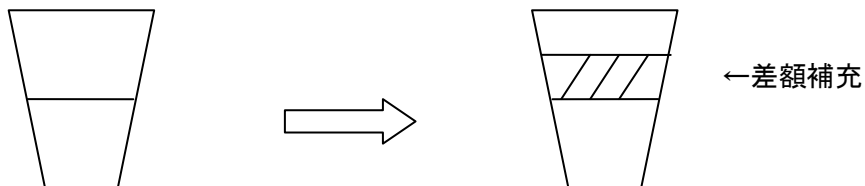
ということで、弊社に寄せられる照会の中で、洗替処理に関する質問は非常に多いです。会計を知っている人であれば、非常に単純な話で、何で通じないのかと暫く悩んでいましたが、最近、はたと「洗替」という言葉は一般の人にはまるで馴染みがない言葉であることに気がつきました。この言葉を使うと、目の焦点があってないようなボヤーンとした顔をされます。goo 辞書によれば、洗い替えは「衣服を洗濯したとき、代わりに着る衣服」のことを言うのだそう。確かにこれでは何のことかさっぱりわかりません。

会計上の「洗替」の基本のコンセプトを、例で説明しましょう。

今、コップにある一定の水が入っているとします。これが、前月末(もしくは前年度末)の残高をあらわします。(減量に苦しむあしたのジョーを思い出しますが、、、)

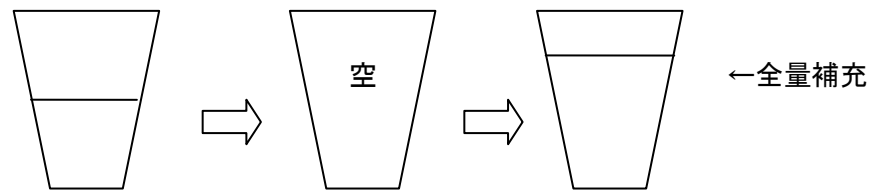


このコップの水量を別の一定の水量に増加したい場合(すなわち、残高を増やしたい場合)、どのようにすればよいでしょうか? 一番、初めに思い付き、かつ、わかりやすいのが、差額を補充する方法です。



もう一つ、方法があるのにお気づきでしょうか? それは、一度、コップに入っている水を一度捨てて、当該別の一定量を改めて計上する方法です。

すなわち、



何をバカな話をしているのかと思われるかもしれませんが、これが「洗替法」なのです。

$$\text{当初の水量} - \text{当初の水量} + \text{新たな水量} = \text{新たな水量}$$

このうち、括弧内の部分は、差額補充をした場合の量と等量です。従って結論は、一部例外を除いて同じになるのです。

(※) 例外が気になるかもしれません。概念的には同じなのですが、棚卸資産の低価法処理で在庫簿価を直接修正する切放法と引当金を使用した洗替方式とでは結果が異なるケースがあります。すなわち数期にわたり保有している在庫で時価が一時下落しその後回復したような場合、時価の比較対象の帳簿価額が異なってきて、最終的に結果が異なります。これは低価法が、時価が下落しているときにしか評価替をしないためであり、その特殊性によって結果が異なってくる事象と言えらると思います。在庫の時には注意してください。(ちなみに在庫低価法評価はタイでは洗替方式が一般的です。)

結果が同じであれば、何ゆえ簡単な差額補充の方を取らないのかという疑問が出てきます。コップが一つしかない場合には、指摘の通り、差額補充の方が簡単です。ところが、コップが複数あり、一部、コップには補充しないでよい、また、新たなコップを用意しなくてはならないようなケースが経理上出てきます。これらを一元的に処理する上で洗替法の方が処理が簡単なのです。

例えば、外貨建買掛金の為替換算を考えると、以下ようになります。

前提条件

7月10日 仕入①100,000円 為替レート 0.36 パーツ/円
 7月21日 仕入②200,000円 為替レート 0.37 パーツ/円
 7月31日 為替レート 0.38 パーツ/円
 8月20日 仕入①決済レート 0.385 パーツ/円
 8月31日 為替レート 0.39 パーツ/円

これは、傾向として円高になっている場合です。

7月31日時点での為替差損は、

$$100,000 \times (0.36 - 0.38) + 200,000 \times (0.37 - 0.38) = -4,000 \text{ となります。}$$

仕訳は、

(借方) 為替差損 4,000 (貸方) 買掛金 4,000

この仕訳についてはどちらの方法をとっても一緒です。

洗替を前提に、水に例えると一度注いだものを、全量、捨てますので8月1日に以下の仕訳を起こします。

(借方) 買掛金 4,000 (貸方) 為替差損 4,000

これで捨てた(取り消した)ことになるわけです。買掛金への影響も為替差損も±0となります。

この上で、8月20日決済日の確定為替差損は以下で計算されます。7月31日の処理はすでに取り消されていますので、

$$100,000 \times (0.36 - 0.385) = -2,500$$

仕訳では

(借方) 買掛金 36,000 (貸方) 預金 38,500
(借方) 為替差損 2,500

利点は買掛金 36,000 はオリジナルの仕入計上傳票のみを参照すればよいということです。すなわち、7月31日のレートを気にする必要がありません。また、同時にこの取引によって累計で為替損益はいくら発生したのかを把握することが可能となります。

8月末では、同様にオリジナルの仕入計上時のレートと8月末のレートを比較すれば足ります。すなわち、

$$200,000 \times (0.37 - 0.39) = -4,000$$

仕訳では、

(借方) 為替差損 4,000 (貸方) 買掛金 4,000

となります。8月の単月為替差損累計では取り消しから始まり $-4,000 + 2,500 + 4,000 = 2,500$ となります。

一方差額補充によった場合どうなるか。8月1日の戻しは行いません。これを前提に、8月20日決済日の確定為替差損は以下で計算されます。

$$100,000 \times (0.38 - 0.385) = -500$$

仕訳では

(借方) 買掛金 38,000 (貸方) 預金 38,500
(借方) 為替差損 500

この場合には、オリジナルの円貨のほか7月末の為替レートの検証も必要となります。

また、8月末では、同様に7月末のレートと8月末のレートを比較することになります。すなわち、

$$200,000 \times (0.38 - 0.39) = 2,000$$

仕訳では、

(借方) 為替差損 2,000 (貸方) 買掛金 2,000

となります。8月の為替差損累計では、 $2,000 + 500 = 2,500$ で先の洗い替えと同じ結果になります。

ということで、以上から利点はなんとなくわかんと思います。難しく述べると、実務の書類管理や会計処理を考えた時に、月末及び期末の換算処理と決済処理等の実際の債権債務管理処理とを切放してそれぞれ単独で行うことができるということなのです。(これは為替に限らず言えます。)それ故、仕訳(捨てる仕訳)は1本増えますが、実務ではこの処理が主流となっています。

最後に年度をまたいだ場合、取消処理がいきなり年初に現れます。先のケースで言うと7月末が年度末のような場合です。この場合、年度始めの8月1日にいきなり取り消し処理がなされます。前期計上の為替損益が剰余金に振り返られてしまい為替差損益残高が0となるため違和感が出てしまうものですが、8月(新年度)単月の発生損益としては差額補充の結果と同じになるということは先の事例でお分かりいただけると思います。従って、恐れずに戻す必要があります。戻すことによって正しい結果になるのです。

。。。Bookkeeperのつぶやき。。。



立川さんのトランプマジック現物を管理マンパーティでみました。これはなかなか凄かったです。私も含め7-8名の凄腕管理マンや会計士が監視する中で、しかも酒を飲みつつあれだけの技を出せるというのは相当の集中力と相手を呑む力がないと出来ません。管理マンはみんなかなり疑り深いのです。ご本人は、あれだけ注視されるとやりづらいとおっしゃっていましたが、普通の状況で無い中でも手先はスムーズでした。恐らく緊張を観客に悟られたら種がばれて負けなのです。プロは何事も斯くあるべきかと思ひ知らされた次第です。また、是非、新技、大技、荒業を拝見したいと思います！



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, **19th Floor**, 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500
(フロアが変更となりました！)

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompasstruemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第3回 会計税務問答集 - リサイクルリング問題 -

最近、日本の新聞を読んでいると、国際財務報告基準の記事をよく見かけます。それも日本国内での適用が、時間の問題ということもあって記事内容は、国際財務報告基準を適用するとどうということになるかというかなり踏み込んだ内容だったり、まさに IASB で議論している改正案の内容だったりします。

その中でも、もっとも多く目にするのが有価証券売買損益のリサイクルリング問題です。曰く、国際財務報告基準が導入されると、多くの企業で有価証券の益出しが出来なくなるので日本としては反対している云々。そもそも益出しとは何なのか、その辺の事情も知らないと全く記事はちんぷんかんぷんになりますし、現時点の会計方法を知らないと、なぜリサイクルリングなのかもよくわからなくなります。ということで、今回は、このテーマで、まずは、これら記事を読むための予備知識から解説していきましょう。

(1) 背景

益出しの背景にあるのは、言わずと知れた株式の持合です。本業とは無関係、もしくは短期の資金運用とは無関係の株式を、企業が保有する意義は非常に乏しいのですが、日本では安定株主対策、企業買収からの防衛の観点から、依然として相互に株式を持ち合うという行為が、多くの上場企業間で一般に行われています。逆に、具体的に資料を持っているわけではないですが、欧米ではケースとして非常に少ないといわれています。持合は安定株主対策として株式を持ち合うわけですので、通常は売却を想定していません。従って売買損益など問題にならないのではと思われるかもしれませんが、しかし、そうではありません。これを企業業績の調整弁として利用しているケースが多いのです。どういうことかという企業の業績が厳しい時に、含み益のある持合の株式を一度売却し、これを一定期間後、買い戻すのです。この結果、現行会計処理では含み益は実現損益として損益計算書上の投資有価証券(その他有価証券)売却益に計上され、厳しい業績は最終の当期利益段階で緩和されることになります。厳しい業績に対する追及もこれでかわすことが出来るというしくみです。これを益出しと言います。

(2) 現行の会計処理

上記で記載した売却益計上の会計処理に至るまでの有価証券の評価をもう少し詳細に書いてみましょう。現在、日本基準、もしくは現行の国際財務報告基準では上場している時価のある有価証券を以下の3つの区分に従って処理することになっています。

売買目的の有価証券	時価で評価する。 時価の変動は損益計算書に評価損益として計上 → 当期純利益に反映。 売買した時の時価評価後の簿価と売却価額との差額を売買損益として損益計算書に計上 → 当期純利益に反映。
満期保有目的の債券	取得価額

その他の有価証券	時価で評価する。 時価の変動は純資産に直接計上(いわゆる資本直入) → 当期純利益に反映せず。 売買した時の時価評価後の簿価と売却価額との差額を売買損益として損益計算書に計上、純資産に直接計上した時価の変動損益を損益計算書に計上 → 当期純利益に反映
----------	--

実は、多くの持合株は、その取得の経緯上、上記の「その他の有価証券」に入ります。どういう処理になるか具体例で見ていきましょう。(手数料、税効果他は簡素化のため無視します。)

X1 年 10 月 19 日 X 社株式を取得。100,000 株 @500 円 で取得価額 50,000,000 円
X1 年 12 月 31 日(期末日) X 社の市場終値 @600 円
X2 年 12 月 20 日 X 社全株 @650 円で売却
X2 年 12 月 25 日 X 社株式を再取得。100,000 株 @660 円 で取得価額 66,000,000 円

10 月 19 日の仕訳。これは単純です。

投資有価証券 50,000,000 円 現金預金 50,000,000 円

12 月末の仕訳。時価評価しますので

投資有価証券 10,000,000 円 評価差額 10,000,000 円

この時点での関連科目の貸借対照表は以下のようになっています。

資産		純資産	
投資有価証券	60,000,000	評価差額	10,000,000

一方の損益計算書には、一切、時価が値上がったことによる評価益は計上されません。

そして X2 年 12 月 20 日、この時の仕訳が議論となっているのですが、以下のような仕訳を起こします。

現金預金 65,000,000 円 投資有価証券 60,000,000 円
評価差額 10,000,000 円 売却益 15,000,000 円

結果として、貸借対照表はこの時点で投資有価証券はゼロクリアされ、損益計算書に売却益が 15 百万円計上されることになります。

資産		純資産	
投資有価証券	0	剰余金(当期純利益)	15,000,000

この処理がおかしいと感じるかどうかなのですが、よくよく見ると X1 年期末において損益計算書は通っていないものの 10,000,000 円時価の変動により純資産が増加しています。X2 年売却に伴い、当該純資産の増加分は取り崩され、売却益として 15,000,000 円に含めて計上、結果として当期純利益に含められて計上となります。さらに当期純利益の計上を通じて純資産に反映されています。純資産の側から見れば 10,000,000 円分は過去の時価変動から生じているものがいったん崩され、当期利益という当期の業績評価指標を通じて戻されています。明らかにこの部分は循環しており、「リサイクリング」と言われている所以となっています。

疑問は 2 つあります。

- そもそも企業の業績と関係のない有価証券の売買によって生じた損益を当期純利益に含めることの是非
- 上記が問題なしとしても前期の時価変動から生じた損益、さらには一度純資産に計上したものを売買に伴い当期純利益に含めることの是非

(3) IFRS の基準改定案

そもそもの改定の動機は、全く別のところにありますが、現行基準を簡素化して、経営者の恣意性を極力排除したいという改定を IASB は提案しています。結果として前述したリサイクリングは禁止されることとなっています。改定案は以下の通りです。

売買目的の有価証券	時価で評価する。 時価の変動は損益計算書に評価損益として計上 → 当期純利益に反映。 売買した時の時価評価後の簿価と売却価額との差額を売買損益として損益計算書に計上 → 当期純利益に反映。
満期保有目的の債券	取得価額
売買目的以外の有価証券	時価で評価する。 時価の変動は当期純利益か包括利益かを選択。 当期純利益を選択した場合 時価の変動は損益計算書に評価損益として計上 包括利益を選択した場合 評価損益は包括利益として計上、当期利益への計上はなし。 売買時 当期純利益を選択した場合 売買した時の時価評価後の簿価と売却価額との差額を売買損益として損益計算書に計上 包括利益を選択した場合 売却損益は包括利益として計上、当期利益への計上はなし。

包括利益という概念が出てきて、わかりにくいですが、IFRS では簡単にいうと

1. 当期純利益: 企業の業績を表示するもの
2. 包括利益: 当期純利益に加えて企業の業績以外の時価(やヘッジ等)の変動要素を加味したもの

に区分けしようとしています。上記、持合株との関連でいうと、まずは、株式についてそれが本業なのか、そうでないのか、それから生じる損益は企業の業績をあらわすものなのか、そうでないのかを時価評価時にはっきりさせなさいということです。もし、本業と関連するのであれば、時価の変動は每期、損益計算書に計上、売却益も損益計算書に計上し、本業と関連しないのであれば、時価の変動及び売買損益はすべて包括利益に計上し、当期純利益に反映させてはならないということです。

評価損益と売買損益が計上される利益区分は一貫していますので、当期純利益に再計上する等のいわゆるリサイクル問題は、結果として発生しません。時価評価益をリサイクルして益出しはできなくなります。

現状、IASB の方ではリサイクルを認めて欲しいという日本の要望を容認できないとする方向で議論が進んでいると言われています。

- ※ 多くの日系企業は最終的に持ち合い株式について包括利益処理を選択するだろうといわれています。每期、時価評価すると当期純利益への影響が大き過ぎるからです。
- ※ 理屈の上では、受取配当金も上記区分と一貫して処理されるべきですが、報道によれば有価証券本体は包括利益、受取配当金は当期純利益という処理は認める方向のようです。

(4) 最後に私見

以上が、リサイクリング問題についての概説です。そもそもが、益出しといったちょっと不純な目的！ですので、自分的には日本の主張自身が、非常に筋違いと感じています。同時に、新聞を読むたびに、このようなことが国益？として主張されているのに、危うさを感じてしまいます。

日本国内で議論するべきと思うのですが、

1. 当期利益というものに対する考え方を会社の業績を反映する指標として、利害関係者全体の意識改革をするべきだと思います。従来は、経常利益というものが、これをあらわすとされてきましたが、特別損益と経常損益の区分は非常にあいまいで、言葉は悪いですが経理操作の温床になっているように思います。この際、経常損益及び特別損益の区分は廃止し、当期純利益を上記概念に統一すべくコンセンサスを得る努力をするべきだと思います。
2. このコンセンサスを得た後、持合株については、やはり、そこから得た利益は会社の業績の一部として表示しては問題ということだと思います。配当等の問題であれば、時価評価対象の有価証券すべての含み損益を調整する包括利益で十分だと思います。

Bookkeeperのつぶやき。。。



この原稿を書いている今日、中一の娘の授業参観(日本人学校)に行って来ました。授業は、英語だったのですが、あまりの旧態依然としたスタイルに呆然としてしまいました。先生の英語の発音は、ローマ字英語、しかも日本語ミックスの講義、接続詞が日本語なんです、単に皆で唱和するだけ、全く面白くない。どこが英語会話、実用重視の学習指導要領なのか。英語を話せない、使えない日本人の再々生産をしているとしか思えない。これで近い将来、国際財務報告基準を原文で読ませ、外人と対等に議論させようというのですから、ちょっと、将来、暗澹たる思いになりました。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500
(フロアーが変更となりました。)

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.
代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第4回 会計税務問答集 - タイの税務調査 -

日ごろの相談内容で、比較的多いものの一つに税務調査に関するものがあります。会社のお金がかかっているの、ある程度は理解できますが、相談に来られた時点で、大半の日本人の方は感情もあらわにして、以下のようなご様子で、弊社にいらっしゃいます。

- ① 税務調査官と既に日本人が直接交渉、その態度に怒り心頭に達している。
- ② タイ人から報告を受けた追徴額に異常に悲観的になっていて、無然としている。
- ③ 「来た」というだけでうろたえている。

だいたい、3つのパターンに分けられます。(〃; わからないことに対しては、どうしても大げさに反応してしまうのが、人間の心理ですね。まず、敵さん(?)を知ることから始めましょう。知っていれば割合冷静になることができます。あとは、0は難しくとも、どの程度で妥協できるか、あとをひかない終わり方なのかを検討していくことになります。その辺を今回は書いていきたいと思います。

(1) きっかけ

まず、何で税務調査に来たのかということを考えることが重要です。このことは、何を狙ってきているのかということも考察する上で一つのヒントになるからです。もちろん、定例的な調査で無作為抽出ということもありえますが、通常は何かがあるように思います。典型的なパターンとしては、以下のようなことです。

- ① **源泉税又はVATの還付請求をした。**
税務署の内規上、還付請求をすると、必ず還付前に税務調査が行われます。輸出企業の場合、事業の性格上、必然的にVATの還付請求が行われますが、それ以外の源泉税やVATの還付請求は、会社の低収益、赤字体質を暗示しています。目的はそのものずばりで還付請求額の実質減額や追徴です。
- ② **毎期、赤字で欠損状態が継続しており、納税を長期にわたりしていない。**
これも会社の低収益、赤字体質を表しています。税務調査官の論理としては、「何ゆえ赤字が継続しているにもかかわらず、会社の存続が可能なのか？」という疑問から始まり、「収入を一部申告していないのではないか？」「関係のない原価が申告に含まれているのではないか？」という疑問につながっていきます。
- ③ **理由も何も無く、毎年、税務調査に来る。**
これは、過去に①又は②で妙な妥協の仕方をしたり、非常に税務事務の能力が低く、常に税務上の誤処理の可能性が高いと認定されているような場合に起こりえます。一度、こうなってしまうと脱却は難しいのですが、まずは、自社の事務能力を立て直すことが先決になります。

④ 会社設立、事業を開始して間もない。

結構、税務調査官がいきなり来たり、呼出状が送付されたりすると、あわてる方が多いのですが、あくまでも、その目的は概要把握です。従って、特に狙いはなく、会社のそれまでの状況を淡々と説明すると引き上げて行きます。

ということで④は避けようがないのですが、他について、税務調査を避けたいと思えば、究極的な対応策は、「少しでもよいので、毎年、利益を出して納税をする」となります。それができれば苦労しないという声が聞こえそうですが、不可避なものとはともかく、まずは、不用意な価格設定、値引、極端な移転価格の設定、表面上だけを捉えた節税手段や節税商品等に走らないという意識は必要と思います。

(2) 方法

いわゆる税務調査の形態として、日本で一般的な、会社に滞在して調査する形態の他、税務署に資料を持って出頭するように呼び出しがある形態や、調査官が来訪しても概要の聴取及び提出資料の指示だけして帰るというような形態があります。

ただ、いかなる形態にせよ、言えるのはその場ではほとんど結論がでないということです。ほとんどといっているのは、例えば税務調査官が入ってきた時に、会社事務所に VAT の登録証 (PP20) が掲げられなかったりしていると即アウトになるというような意味です。(〴〵 通常は、書類を持ち帰るだけ持ち帰り、かつ、税務署に戻った後も、電話等で追加質問をしたり書類の提出を要求したりしてきます。その後、最終的に、税務署に出頭し、先方の見解を聞くということになります。(軽く見られると電話で追徴額だけの結論を言ってくる可能性もあります。。。)

従って、結論を通告するための先方からの呼出しが来るまでの間、提出する書類のコントロールに注意を払う必要があるものの、あまり何か意思決定を迫られるということはありません。先方の見解を聞いてから、交渉は本格的にスタートするということを覚えておいてください。

なお、要求資料の一覧を見ていると、税務調査官の問題意識がどの辺にあるのかを理解することができます。

① 会社の事務能力の検証:

在庫受払台帳、タックスインボイスファイルの提出、仕入・売上 VAT レポート、VAT 申告書に記載されている売上と帳簿上の月次売上高の調整表

② 移転価格や事業収益性の検証:

製品毎の損益採算表、ロイヤリティや本社からの支援の契約書及び証拠書類

厳しいようですが、①は、会社の事務処理として、できていて当たり前であり、この辺ができていないと税務署の好き放題となってしまいます。例えば、売上について帳簿と VAT 申告書との調整が出来ないような場合、売上の過少計上として少ない方が正しいと推定されて VAT の追徴、法人税の追徴がなされてしまいます。日ごろからの税務事務の能力が問われているところであり、基礎をおろそかにしないことが重要です。(もっとも①で税務調査官が満足すると②に行かないというメリットはあります。。。)

①でネタに困ると、(該当があれば、) 大体の場合、②の調査を行ないます。

(3) 事業収益性の税務調査内容

税務調査のきっかけのところでも少し述べましたが、税務調査官の問題意識の底辺には、「なぜ斯くも長期間、利益をあげることなく、すなわち税金を支払うことなく、会社として存続することができるのか」＝「何か操作をして脱税をして裏金を作っているか、誰かにメリットがあるように操作しているに間違いはない」という固定観念があります。この固定観念を打ち崩すことは容易ではなく、ましてや外国人がしやしり出ていってこれ見よがしに日本のビジネススタイルとはこうだというようなことを説明したとしても、いとも簡単に打ち碎かれてしまいます。彼ら・彼女らはビジネスマンではないのです。

それゆえ、税務調査官がこのアプローチで来た時は、非常にやっかいなことになります。なお、このアプローチでも見ていると、比較のレベルがいくつかに分かれます。

- ① 会社全体につき過年度の営業利益率と比較する。
- ② 製品群毎もしくは個々の製品毎に粗利分析をして、粗利が赤字の製品(群)を抽出する。

①及び②いずれにせよ、高い利益率にあわせられてみなし所得を算定し、これに税率を乗じて、追徴額を計算します。タイにいる7年間、ずっとこの問題に悩んできましたが、残念ながら真に有効な対応方法は見出せていないというのが現状です。仮に関連者間取引であり、ガイドラインに基づいて移転価格の理論やドキュメンテーション、ベンチマークを持ち出したとしても、ほとんど効力はないように思います。

結局、7年程度の経験で言えるのは、以下のみです。(ナサケナイ。。。)

- ① 操業度の低下(もしくは創業時)に伴う固定費負担増大の説明をしても理解されない。いずれにせよ固定観念でものを見ているので、あまり詳細な資料は、突っ込まれるだけとなる。従い、あまり詳細資料は提出しない方がよい。なお、赤字のみを抽出される恐れのある個々の製品単位の分析には可能な限り入らないようにする。(影響が大きくなる可能性大です。)
- ② 可能な限り、交渉を引き伸ばすと同時に、一般的な経済事象に基づいて事業不振である旨の話を毎回する。あまりに理不尽な場合には、税務調査官の異動まで引き伸ばすくらいの覚悟が必要。
- ③ 日本人は、タイ語が流暢で、かつ、自制心に相当の自信がある場合を除いて、直接交渉はしない。(あなたが感情的になると、先方も感情的になる可能性があります。)
- ④ 大体の場合、相当期間経過後、今月までに結論を出したいというようなことを言う。現状では合意できない旨を主張すると、それでは、いくらなら合意できるのかという話になってくる。この辺から課税金額の落としどころを探る。(この辺はあうんなのです。)

1点だけ、認識しておく必要があるのは、このアプローチを先方が取ってきた場合、ほぼ無傷では済まないということです。追徴の形はとらなくとも、繰越欠損金の減額や消滅、未収源泉税の減額や消滅という形であらわれる場合もあります。追徴がないからといって高い利益率で妥協してしまうと、翌年度以降苦しむことになりますので、妥協する利益率には留意する必要があります。

(注) BOI の免税恩典中の企業に属する読者は関係ないと思われるかもしれませんが、ご存知の通り、免税期間中に発生している欠損金は免税期間終了後まで繰り越せるので、税務署としてはこれを減額しようとしてきます。

また、運がない場合、上記のような手法で、本来あるべき売上金額を査定され、売上 VAT の申告漏れを指摘されるケースがあります。過去何回か遭遇したことがあります。通常は利益率を修正するに当たり、原価サイドの自己否認という方法が用いられます。これは VAT に影響させることを避けるためと思われますが、これを逆手にとって売上を修正させ VAT に影響させるという手法です。

(4) ロイヤリティ及び支援費用

この項目についての税務署アプローチの詳細は、過去に述べましたので簡単にしますが、まずは、契約書を提出するに当たり、その役務提供の内容を明記しておくとともに、税務調査の過程で役務提供の事実を文書で証明するということが重要です。これがないと、即、損金否認されてしまいます。その上で、それがロイヤリティに該当するのか、事業所得に該当するのかを説明し、さらに料率が過度でないことを説明していくことになります。なお、料率については、余程、極端でない限り、調査はしてこないようです。税務署レベルでは、そこまでノウハウが蓄積されていないように思います。(売上の5%くらいまでは無条件で容認と巷では言われています。)

(注) ロイヤリティを粗利益率や付加価値を基準に算出している契約がありますが、途中利益であったとしても利益からの支出として即否認される傾向があります。必ず、売上を基準にするか、固定金額にしましょう。

税務調査は、ケースバイケースなので、対応は難しいのですが、冷静に辛抱強く対応していくことを第一と考えて対応してってください。Good Luck!

Bookkeeperのつぶやき。



つぶやき繋がりて、、、けっこうTwitterにはまっています。SNSと違って、非常にOpenであると同時に、あまり相手の反応を気にしなくてよいところが良いです。「今日も一日がんばろう」でも良いですし「腹減った」でも何も問題ありません。但し140文字以内です。気が向いたら、相手に返信したり、リファアしたりすれば良いのです。これが掲示板だったり SNS だったりするとそうは行かないので、結構、書き方や関係が面倒だったりします。もっとも、普通の日本人が、会社のPCからするのは厳しいかなあ。。日本人の間でも、いろいろな人に普及するととっても楽しいと思うのですが。。。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500
(フロアーが変更となりました。)

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

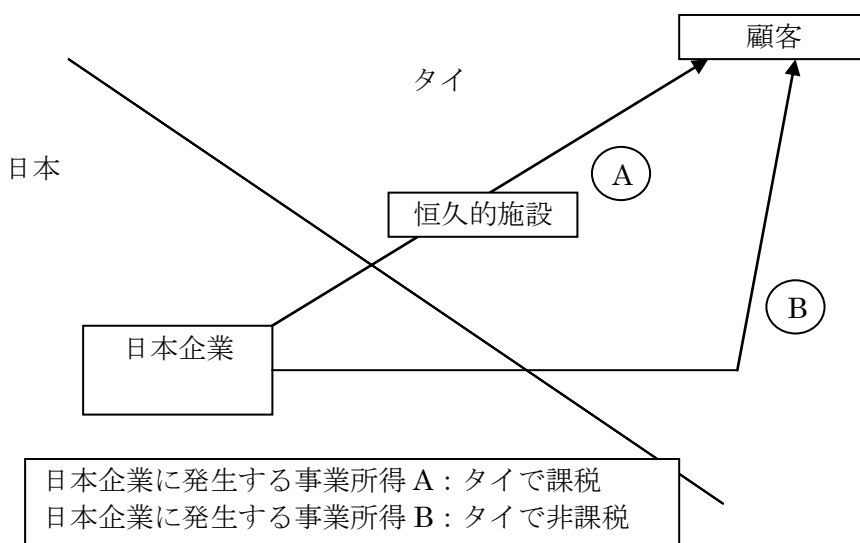
代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第5回 会 計 税 務 問 答 集 - P E -

Permanent Establishment, PE あるいは恒久的施設という言葉聞いたことがあるでしょうか？ 普通に聞いて常識的に思い浮かべるのは、要塞のような堅固な建物ですが、その筋の国際税務の業界では税務用語として定着しています。経理の方とミーティングした時でも、この用語が出てくると虚ろな目をされる方がおられますが、言葉の持つイメージを完全に捨て去る必要があります。実際、変な訳語だと思いますし、誤解を生みやすいです。言葉の魔力は恐ろしいですね。

さて、例えば日本からタイに「物」を輸入する場合、輸出国の日本の会社で売上が計上されます。さらに、このような輸出売上を含む決算書を作成し利益(所得)を計算して、日本で法人税がかかるわけです。一方で日本の会社で計上されたこの利益(所得)は、タイで法人税が課されません。何をばかと思われるかもしれませんが、タイにいる顧客に売って利益を得ているのでタイで法人税がかかってもおかしくないような気がします。また、「物」の輸出入の場合は常識で明らかでも、タイに日本の会社の従業員が一時的に入国して役務提供した場合や、タイ人を日本の会社が雇用してサービス提供や物販をさせていた場合はどうでしょうか？ この場合でもタイで法人税はかからないのでしょうか？ だんだんあやふやになってきます。

こういった企業の獲得した利益(所得)(税務専門用語で、事業所得と呼びます)について、どの国で課税することができるかというのを決める基準になるのが恒久的施設(PE)と呼ばれるものです。用語としては、租税条約と呼ばれる国と国との間の条約で定義付けられており、条約によって微妙に異なりますが、「A 国にある企業 X が獲得する事業所得は、企業 X が B 国にある PE を通じて B 国で事業を行なわない限り、A 国でのみ課税を受ける」というのが原則となります。これを先の輸出の例に置き換えると 日本にある会社が獲得する輸出に関する事業所得は、当該会社がタイにある PE を通じてタイで事業を行なわない限り、日本でのみ課税されるということになります。逆にいうと日本の会社が、タイにある PE を通じて事業を行なうとタイでも課税されてしまうということになります。



従って PE の定義というのが、非常に重要になります。これを知らないと、いつの間にか、あなたも PE になっているかもしれません。(^^; 先に述べたように定義は微妙に租税条約毎に異なりますので、ここでは日タイ間で日本の会社がタイで PE として認定されるかどうかということに話を絞って進めていきましょう。

(1) PE の定義

PE の代表的なものが、日本の会社が、タイに支店、事務所、工場等の事業所を有しているような場合です。先の図で恒久的施設を支店に置き換えるとわかりやすいと思います。この場合には外国人事業法の関係や VAT の関係もあり、通常はタイで法人支店登記しタックス ID を取得していると思います。その上で支店関連の損益についてはタイで法人税を納税していると思いますので、あまり PE 云々を意識せず通常の支店運営を営むことになると思います。

(注) 1. 支店等の PE を有してタイで事業運営しているが、同時に日本の会社から顧客に対して直接輸出もある場合、例えば A 事業部に関してはタイで PE を有して事業活動を行なっているが、B 事業部に関しては直接タイの顧客に輸出している場合、PE を通じて販売をしている分のみが、タイで法人税が課されます。「PE を通じて」というところがポイントですので注意してください。

2. 駐在員事務所は、法律上、営利活動はできないはずですので、タイの法人税は0になります。ただし、駐在員事務所でも営利活動の指摘を受けた場合には、PE として納税することになりますので留意が必要です。

次に役務提供の場合で PE に該当するかどうかの基準ですが、役務提供の期間で判定します。

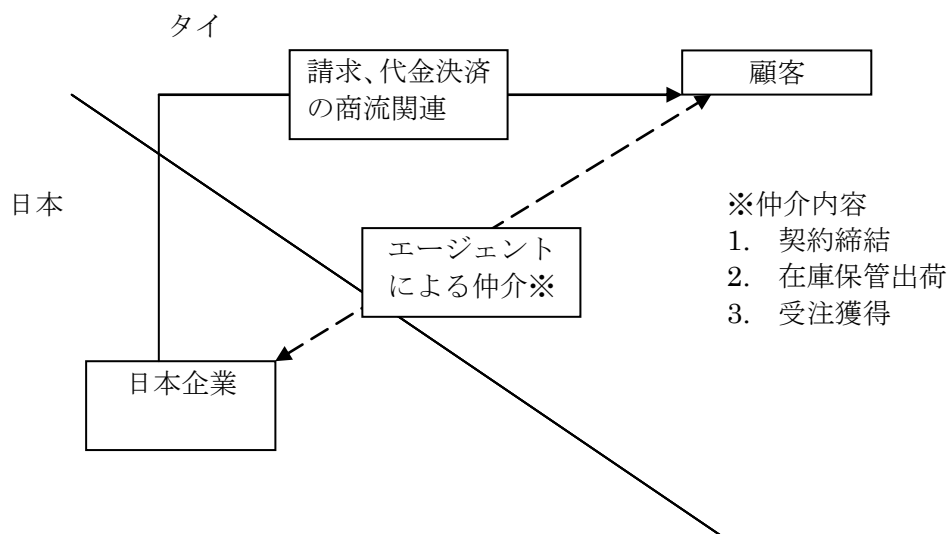
- 日本法人が直接受注して、タイで建設工事をする場合、3 ヶ月を超える期間、工事や工事監督活動が存続する場合に、当該建設(現場)は PE に該当します。
- コンサルティング契約(関連契約含む)に基づいて、日本法人がタイでコンサルティング活動をする場合、12 ヶ月間で 6 ヶ月を超える期間、タイでコンサルティング提供をする場合、PE に該当します。

先の図で恒久的施設を 3 ヶ月を越える建設現場や長期滞在するコンサルタント(人やチーム)に置き換えるとわかりやすいと思います。システムの導入コンサルティング契約等で上記条件に合致して PE 課税を受けてしまうケースもありますので留意が必要です。以前、図らずも歩く PE と化したコンサルタントがいました。。。

最後に代理人 PE というものがあり、

- ① 日本の企業のために反復して契約を締結する代理人、
- ② 日本の企業の在庫をタイ国内に保有して顧客に出荷する代理人
- ③ 反復して日本の企業のために注文を取る代理人

のいずれかに該当する代理人も PE とされます。個人か法人は問いませんし、資本関係も問いません。エージェントをタイにおいて日本の会社名で反復して商取引を行なうと PE ありと判定されてしまうわけです。



(注) 代理人が、特定の日本企業のためだけでなく、不特定多数の顧客とエージェント契約を結んで事業している場合には PE に該当しません(独立代理人)。日本の親会社のために、タイの子会社が受注獲得活動を行い、販売コミッションを親会社からタイの子会社が受け取る場合には上記にいう典型的な代理人 PE となります。

支店等の PE や役務提供の場合には、イメージとしてわかりやすいのですが、代理人というのはちょっとわかりにくいと思います。簡単にいうと、上記のような活動をする専属的な代理人は、「支店」と大差ないので、PE と認定しタイで課税するということだと思います。ただし、定義的に非常に幅広くなっており、特に 3 番目の項目、日本の会社名で反復的に受注獲得活動を行なっただけで PE になってしまいますので注意が必要です。

タイでは、関税特典を有する BOI 企業への販売で、どうしても日本法人から顧客へ直接販売し、タイ子会社は、日本の親会社から販売コミッションを受領するというスキームを採用せざるを得ない等の背景もあり、知らずにこのような PE リスクを負ったまま取引をしてしまっている事例が多いのではと推測されます。また、同時に日系企業の特徴として、与信管理、財務負担の観点から、コミッション営業を指向しがちです。しかしながら、PE 課税リスクを回避するため、できる限り、タイの法人が商流に入り、タイ法人の計算とリスクにおいて在庫販売取引をするのが賢明な対応策だと思います。この場合には、代理人云々の問題は発生せず、PE の問題も発生しないからです。自社で販売コミッションを受領している場合、PE に該当するかどうか、今一度、検証してみてください。

(2) PE 課税方法

経理の方でも誤解されている方が多いのですが、タイの税法上、PE タックスという税金はありません。冒頭述べたように PE は租税条約上の言葉です。通常、PE 認定→租税条約によりタイで課税権発生→タイの税法に則り法人税納付義務発生という流れになります。タイの税法上適用されるのは、普通の法人税となります。日本の法人が、自ら PE を認識し、タイで納税者登録し、会計記録等を整備の上、法人税を納税すれば、全く問題ありません。実際にそのように法人税を納付している日系企業もたくさんあります。

一方で、問題なのは、全く PE を認識せず、ある日突然、税務署から PE なので日本法人が得ている所得について法人税を納付するように指摘を受けた場合です。会計記録もありませんし説明資料も全く間に合いません。

この場合、税務署は自ら所得を査定し税額を計算する権限を有することになり、さらに総売上上の 5% を法人税として課税する権限をも有することになります。意味するところは、最低でも総売上上の 5% を法人税と

して徴税されてしまうということです。これ以外に当然に無申告のペナルティやサーチャージも課されますので非常に大きな課税となり得ます。特に親会社を含んだ新しい商取引をする場合、事前に PE リスクの把握及び対応の検討が必要となる点を留意してください。

(注) 過去 90 年代、大手商社が、この問題で巨額の課税を受け、最終的には政府間の相互協議にまで発展しました。現在では、大手商社の多くが、政府間で合意した特殊なフォーミュラと呼ばれる算定式でタイの所得を算定し、PE 所得にかかる法人税をタイで納税しています。

(3) 事業所得以外の所得

今まで、事業所得という言葉で、かなりラフに使って来ましたが、事業所得とは別に日本の法人が受領する所得でタイで課税が発生するケースがあります。一般企業の場合、覚えておきたいのは受取配当金、受取利息、ロイヤリティの 3 点です。これらは事業所得ではありませんので、PE の有無にかかわらず、租税条約上、タイ当局にも課税権が有り、送金時に源泉税という形でタイで課税が発生しますので留意ください(それぞれ、10%、15%、15%)。

K のつぼで扱うには、テーマが専門的になりすぎてしまいました(後悔)。まだ、関連トピックは数多くありますが、深みにはまってしまいそうですので、今回は、中小企業向けに PE とは何かという問題提起のみにしておきたいと思います。今まで全く意識してなかった方、留意してみてください。

。。。Bookkeeperのつぶやき。。。



毎年、紅白は必ず見たいという家内の希望のもと、バンコクに住むようになって以来、大晦日夜は必ず自宅で過ごしてきました。が、今回初めて、年末、年始とパタヤにワンちゃんを含む家族で行って来ました。紅白を見れずにがつり来ているところに、部屋がガラディナー会場の近くでうるさく、全く眠れず、お雑煮もない、年末年始らしくない過ごし方をしてしまいました。次回、大晦日夜は必ずバンコクのアパートで過ごす家族全員で固く誓ったのでした。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第6回 会計税務問答集 - 個人所得税 2009 -

今年もこの時期がやってきてしまいました。過酷であるものの会計事務所の経営としては最も稼がなくてはいけない時期でもありますので、粘り強くコツコツ作業を続けています。この時期の主な仕事のひとつとして個人所得税の確定申告があります。仕事の的には極めて単純で退屈な作業、かつ、報酬単価もかなり安いですが、扱っている金額が大きいだけに間違えるととんでもないことになりますので気が抜けません。以前、K のどつぼで紹介しましたが、0 を一つ余計に書いてしまっただけで、とんでもない納税額となり、顧客に迷惑をかけることになってしまいます。今回は個人所得税について、以前 K のつぼでとりあげたテーマですが、焼き直しで、また、書いてみましょう。

(1) タイで税金のかかる個人所得の範囲

まず、どういったものが、タイの個人所得税の対象になるのかということを知る必要があります。以下のよう整理してみましょう。

① タイで駐在している会社から受け取る給与、賞与、手当、住居の現物支給等

これらは、すべて個人所得税の対象となります。アパートについて、「法人契約にして現物支給だったら福利厚生費となり、個人所得税は課税されない」というような誤った理解をしている方も多々いらっしゃいますが、そんなことはありませんので注意してください。なお、これらタイの会社から支払われた個人所得に関しては、それが支給されるタイミングで給与から天引き(源泉徴収)されているはず。「自分の給与からは税金が天引きされておらず、きりのよい給与を受給しているよ」という方も、それは単に手取から税金を逆算しているだけで、月々会社が税金を納付していることに変わりはありません。

② 出向元(日本)から受け取る給与、賞与、留守宅手当等

これらも、駐在員がタイの法人で働いて得た報酬である限り、個人所得税の対象です。日本の本人口座への給与振込のほか、タイの本人口座に給与振込をする場合も含まれます。受給地はどこであろうと、その所得の性格が重要ということです。なお、これら給与等のコストを日本の出向元がタイの出向先法人に負担させる場合には①で書いた源泉徴収の対象になりますので注意してください。

※ 180 日未満滞在の誤解

よく、「自分は 180 日未満のタイ滞在だから税金かかりませんよね」という照会を受けますが、理解が、片手落ちだと思います。180 日未満の滞在でも上記でいうと①は確実に税金がかかってしまいますし、②でもタイ法人にコスト請求が来た場合には、納税する必要があります。その点に注意してください。

※ バレル、バレナイ?

②の所得で、タイ法人にコスト請求がない場合、「含めなくてもばれないのではないですか」という照会を受けますが、うまく答えられません。バレナイと保証して責任を追及されるのは、嫌です(小笑)。本人のリスクで判断しましょう。

※ 全世界所得合算申告の誤解

米国や日本と異なり、全世界の所得合算の申告ではありません。上記のようにタイの法人で働いて得た報酬等、難しい言葉で言うとタイ国内の源泉所得が課税対象の所得です。従って、日本で例えば不動産収入（自宅を駐在期間中賃貸等）があったり、株式の売買収入があったとしても、タイで課税所得に原則含めません。これらが課税を受けるのは、これら所得（国外源泉所得）をタイに持ち込んだ時だけです。

(2) 所得の控除

(1)で述べた所得に比較して、所得から控除できる金額は、雀の涙ほどの少額でしかありません。駐在員関連で代表的なものは以下のような項目です。

- ① タイの社会保険料(実額): 今年社会保険料の減免措置があったため、実額の最大額は7,200 バーツです。
- ② サラリーマンの経費控除: 最大 6 万バーツです。ほとんどの駐在員が 6 万バーツになります。
- ③ 本人控除: 3 万バーツです。
- ④ 配偶者控除: 3 万バーツです。納税者本人 180 日以上滞在要件があります。
- ⑤ 子供控除: 3 人まで 1 人あたり 15,000 バーツです。タイで就学中の場合は 2 千バーツ上乗せできます。同様に納税者本人 180 日以上滞在要件があります。

(3) 課税所得の計算

税率をかける課税所得ですが、(1)から(2)を差し引いて計算します。例を設定しましょう。

- | | |
|--|-----------|
| ① タイで受給している給与 | 月 7 万バーツ |
| ② アパート代 | 月 5 万バーツ |
| ③ 日本で受給している給与 | 月 30 万円 |
| ④ 賞与 | 年間 240 万円 |
| ⑤ 既婚者で子供 1 人(奥様も含め日本居住)、本人は暦年で 180 日以上タイに滞在。 | |
| ⑥ 為替レートは 1 バーツ 3 円固定とします。 | |

この例で総所得すなわち(1)の金額は、 $(7+5+30/3) \times 12 \text{ヶ月} + 240/3 = 344 \text{万バーツ}$ となります。その後、(2)の金額を控除します、この例で言うと、社会保険料 7,200 バーツ + 経費控除 6 万バーツ + 本人控除 3 万バーツ + 配偶者控除 3 万バーツ + 子供控除 1.5 万バーツで 14.22 万バーツとなります。

すなわち、税率をかける対象となる所得金額は $3,440,000 - 142,200 = 3,297,800 \text{バーツ}$ となります。いかに控除金額が少ないかが理解できると思います。

(4) 本人支給額について手取保証なのか、総支給保証なのか

税率をかける前の段階まで来ましたが、上記の例で言うと 3,297,800 バーツという金額は、この金額から本人が税金を払うのか、それとも税金控除後の本人の手取金額なのかによって意味合いがだいぶ違ってきます。海外進出になれていない法人などは、この辺の取り決めがあいまいなまま、駐在員を送り出すことも多く、当初、駐在員が自分の給与のことで右往左往してしまうことも多いです。本来は進出を検討する段階でこの辺は織り込んでおくべきでしょう。そうでないと駐在員に気の毒な結果になりかねません。

<総支給保証>

日本とタイでは税率や所得控除に格差があり、この方法をとると海外勤務手当等をよほど厚くしない限り、駐在する本人が不利になってしまいます。従って、通常、この方法はとられません。駐在員は、通常、社命で行きますので、勤務地によって本人に不利が出るのがあってはならないからです。本人の希望に

よって、タイに赴任している場合にはたまにこの方法がとられることがあります。要するに社命ではないという取扱です。また、もちろん、ローカル雇用のタイ人や日本人の場合には、日本との格差を会社が考慮する必要はないのでこの方法を通常採用します。

それでは、先の例で 3,297,800 パーツを総支給額として、税金計算してみましょう。税金は 3,297,800 パーツをいくつかの層に分解し各層に異なる税率をあてはめることによって計算します。

階層	から	まで	所得金額	税率	税額
1	0	150,000	150,000	0%	0
2	150,001	500,000	350,000	10%	35,000
3	500,001	1,000,000	500,000	20%	100,000
4	1,000,001	4,000,000	2,297,800	30%	689,340
5	4,000,000	∞	0	37%	0
		合計	3,297,800		824,340

上記表は、3,297,800 を 0～150,000 パーツ、150,001～500,000 パーツ、500,001～1,000,000 パーツ、1,000,001～3,297,800 までの階層に分解し、それぞれの所得金額に、0%、10%、20%、30%の税率を乗じて税額計算し、合計して求めます。日本のように細かな税額表はありません。基本的に上記テーブルですべて計算します。ということで意味するところは 3,297,800 パーツから税金 824,340 パーツを差し引いた 2,473,460 パーツが本人の自由になる所得ということです。

〈手取保証〉

駐在する人は、一部の例外を除いて、会社の命令でタイに駐在します。通常、命令ですので拒否することはできません。会社の命令によって来ているにもかかわらず、同じ職位であるのに日本で働いている場合と比較して本人が不利な扱い、この場合には税金が高くて、本人の自由になる所得が減ったのでは、非常に不満が残ります。またモチベーションにも影響が出る結果になりかねません。従って、多くの企業が、日本で働いているのと同程度の給与と福利厚生を保証した形でタイに赴任させる形になります。手取額算定の基本的な算式は、以下の通りです。

タイでの手取保証額＝(日本での総所得－当該総所得に対応する日本での税金)＋住居手当＋医療保険

これによって、タイでの手取保証額を算定します。この他に、当該金額をタイでの支給分と日本での支給分に分解し、タイでの支給分については、日本との物価比較や為替変動で一定の係数を乗じる場合があります。(前の会社では、この係数がタイの場合、1 を割り込み、非常に不公平感を持ったものでした。。。)

さて、このようにして算定した手取保証額から、税額を逆算します。連立方程式を解くとか、税金に税金がかかって0になるまで繰り返し計算をすとか、巷ではいろいろ説明されますが、それは原理を理解する上での話であって、理解した後は、以下のテーブルに当てはめて計算すると便利です。弊社では、自動的に手取保証額を下記テーブルに当てはめるエクセルシートを作成し、多数の顧客に対応しています。(商売道具なので差し上げられませんが、多少エクセルの知識があれば自分で簡単に組めると思います。興味がある方は組んでみてください。私も、この時期開始にあたり、毎年、メンテしています。)

階層	から	まで	所得金額	税率	税額
1	0	150,000	150,000	0	0
2	150,001	465,000	315,000	10/90	35,000
3	465,001	865,000	400,000	20/80	100,000
4	865,001	2,965,000	2,100,000	30/70	900,000
5	2,965,001	∞	332,800	37/63	195,453
		合計	3,297,800		1,230,453

テーブルの読み方は先ほどの総支給の場合と同じです。税率は、手取からの逆算なので、分数での表記になっています。また、税額は、総支給保証の場合と比較すると大きくなっているのがわかると思います。この税金を手取に影響させないわけですから、この税金を本人の手取から差し引くのではなく、会社(日本又はタイ)が直接税務署に支払います。総支給の一部を構成しますので、科目的には人件費となります。

(5) 確定申告のタイミング

支給額のうち、駐在先のタイ法人から支給される分(日本から駐在員人件費の負担請求が来ている場合、それを含む)は、タイ法人で月々源泉徴収され、年内に個人所得税を前払いしています。年度末においてこれらタイ法人から支給されている税金に日本で支給されている分を合算し、年度トータルの個人所得税を算定し、源泉徴収分を差し引いて確定申告及び追加納付を行ないます。期限は3月末です。追加納税0でも確定申告を行なう必要があり、日本の年末調整のような制度はないので注意してください。

以上、個人所得税のおさらいでした。申告書(PND91)を書くのは無理でも、自分の税額のチェックのために参考にしてみてください。

。。。Bookkeeperのつぶやき。。。



事務所に税務署が来ました。何でも決算書とVATの申告書とが大きく食い違うとかで、、、VATの課税点と会計上の売上計上の時期は違うので食い違うのは当たり前です。特に弊社のようなサービス業ではなおさらです。結局、調整の結果、ほぼ一致したのですが、最後の数千バーツだけ合いません。3人で粘ること4時間。これ以上のまじめな対応も馬鹿馬鹿しいので、その他も含めて追徴税額2千バーツ弱を受け入れて、さっさと追い払うようマネジャーに指示しました。彼女たちの日当たりにはなったことでしょう。。。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 ^{こばやし かずまさ} 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co., Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第7回 会計税務問答集 - PP36 -

弊社の顧客がたまたまなのか、わかりませんが、最近になって（弊社も含め）ずいぶんと税務調査が多くなってきました。税収不足ということもあるのでしょう。相変わらず、安直な方法を取り、決め付け型の税務調査官も多いようです。一方で少数であるものの非常に理論と実務に精通している調査官もいて、調査官の当たりはずれが非常に大きいという気がします。追加納税額が、調査官の当たりはずれという運に左右されてしまつては、対応する納税者（や会計事務所）があまりに可哀想です。いずれにせよ、以前、書いたように冷静に辛抱強く進めていく以外に対応方法はありませんが、性格の悪い税務調査官の対応ばかりしていると自分の性格も悪くなるようで非常に嫌な感じです。自分のリハビリのためソクランに向けて少し静かになってくれればなどと考えています。

さて、税務調査では様々な指摘事項がありますが、最近では日本の移転価格関連で親会社に役務手数料を支払っている会社が増加しており、その関連で PP36（ポーポー36）未提出の指摘も非常に多くなっています。「PP36 って？」という方もおられると思いますので、その辺から解説していきます。PP30（ポーポー30）というのはご存知の方が多いと思います。VAT の月次ベースの確定申告書の書式名です。ちなみに PP20 というのは VAT の登録証、PP01 が登録申請書書式、PP09 が登録内容の変更申請書書式です。（もっとあると思いますが、これだけ知っていれば十分だと思います。）

(1) サービスの輸入

PP36 というのは、主として VAT 登録者が海外からサービスの輸入をする際に輸入 VAT を申告納税するための書式です。サービスの輸入というのは聞きなれない言葉です。一方で物品の輸入に関しては、通関手続をする必要があることも含め、よくご存知だと思います。物品については、通関手続というのがポイントで、この手続において関税局に対して輸入物品価額を申告し、それに関する関税を納税します。同時に当該物品（CIF 価格＋関税）に対して VAT を納税します。なぜ、輸入物品に VAT を課す必要があるのかについて、ある先生のお話だと「租税の中立性」というのが関連するとのことですが、専門的すぎるので詳細はここでは説明しません。興味ある方は調べてみてください。

主題のサービスというのは、物品と異なり、タイにおいて提供、使用されたとしても国境、港、空港を通過する時に目でみることはできません。物ではありませんので通関手続も不要、関税の納付も不要です。当然の帰結ですが、VAT もその時点で納税する必要がありません。ということで、このまま納税しなくてもよいのではないかと思われるかもしれません。事実、海外からサービス提供を受けても日本の消費税を納付する必要はありません。ところが、タイでは VAT 登録者が海外事業者からサービス提供を受けタイで利用した場合（以下、サービスの輸入といいます）には VAT を納付しなくてはならないとなっています。

その時に用いるのが PP36 という書式の申告書です。サービスが国境を越える瞬間というのは捉えることができませんので、サービス対価を海外に支払った時点を基準にして、サービスの購入者がサービス料の 7% の VAT を申告納税しなければなりません。申告納税期限は、支払った日を含む月の翌月 7 日となります。（15日ではありません。）

(2) 輸入 VAT

物品輸入に関する VAT は、他の国内仕入に関して支払う VAT とともに、顧客の売上に際して預かる VAT から控除することができます。結果として VAT 納税額は少なくなります。また、税務調査を覚悟する必要がありますが、還付請求をすることもできます。サービスの輸入に関する VAT も取扱は一緒です。預かり VAT から控除したり、還付請求をかけることが可能です。その意味で会社には実損はありません。一度納付して、また戻ることです。

このことは、税務調査で未提出の指摘があった時も一緒です。金額が巨額で慌てる方もいますが、結局、一度納付をして、その後、控除または還付という流れです。税務調査時の実損は、サーチャージという VAT 金額に月 1.5% を乗じた延滞金利部分のみとなります。

冒頭、書いたように日本から役務対価の支払いを求められることが多くなってきましたので、その場合には、この処理を忘れないように気をつけてください。

- 注 1) 申告の対象は、タイ国内で使用されるサービスのみです。海外で使用されるものは不要です。ただし、例えばタイでの製品採用に際し、営業支援サービスとして日本の本社から日本にあるタイの顧客の本社に対して行なった対価を請求する場合で、サービス対価をタイでの当該顧客に対する売上連動としたような場合には、タイ国内で使用されたサービスと認定され PP36 による申告納税が必要と更正されたケースもありましたので留意してください。この辺の判断は非常に微妙です。
- 注 2) PP36 というのは、これ以外に非居住者がタイに一時的に入学して物品の販売等を行なうような場合にも使用されます。この場合の申告、納税は、購入者 (VAT 登録事業者) が行なうことになります。最近、川島さんからこの使い方を聞きました。(恥)

Bookkeeperのつぶやき。。



各方面から書きすぎというご意見多く、紙面を 2 頁にしてみました。4 頁に慣れているせいか、非常に窮屈です。。。それはさておき、現状、個人所得税も、顧客からの資金振替を待っているような状態で、繁忙期も終わったなという、ちょっと気だるい感じです。弊社は 4 月決算なので、そろそろ決算ボーナスや来期の昇給、方針、施策などを考えなくては いけません。人数も多くなり、これも一仕事になりそうです。(ふう。。)



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第8回 会計税務問答集 - Add Back -

日本で馴染みのない勘定科目のひとつに Add Back という勘定科目があります。タイに駐在している日本人駐在員の方のみならず、日本の本社経理の方からも、この科目の内容についてよく照会を受けます。一言で言うと、法人税法上、損金として計上できない費用をこの科目で集計するのですが、日本の場合には、求められる証憑類の形式要件がゆるく、このような項目の発生はきわめて限定的なので、あまり、特別に科目を設定しているような例は少ないと思います。一方でタイの場合には、費用一つ一つに宛先と住所の入った領収書が必要で、油断すると領収書不備で法人税法上、多額の損金不算入項目が発生する恐れがあります。この勘定で処理する項目としては以下のようなものが代表的な例です。

- 領収書がないか、記載事項の不備： 銀行振込であっても先方からの領収書が必要で、領収書には受領者の会社名及び住所及び支払者の会社名及び住所の記載が必要で、漏れていたり誤記入があったりすると、即 Add Back につながります。

※ 例外としては、バンコク都内の交通費等については領収書がなくても損金算入可能です。

- 車のリース料で 36,000Baht/月を超える部分

照会があった時、こういうことを説明するのですが、どうも経理の方以外は、そもそも「損金不算入」という言葉に引っかかってしまい、説明がうまくいかないことが多いです。「損金不算入」という言葉でしっくり来ていなさそうな場合、「寄付金」や「使途不明金」的な性格です等と言い換えて説明し、余計に泥沼にはまったりします。日本語の持つイメージが、少々、きつすぎるのかもしれませんが。

「損金不算入」についてわかりやすい例を使って説明してみましょう。 今期の損益計算書が、以下であったとしましょう。

売			上	10,000,000	Baht
売	上	原	価	8,500,000	Baht
一	般	管	理	2,000,000	Baht
当	期	利	益	△ 500,000	Baht

これは、普通の損益計算書(PL)です。損失が 50 万バーツ、赤字であったことをあらわしています。法人税率を 30%としますが、損失に 30%を乗じても、法人税は 0 ということで、納税の必要はないようにみえます。事実、書類等がきちんと整っていれば、その考え方でほぼ間違いありません。

ところが、一般管理費の中に Add Back 項目が百万バーツあったとします。たとえば個人名義のゴルフ会員権を百万バーツで購入、領収書が個人名なので、損金算入要件を満たさず、全額 Add Back にせざるを得なかったとします。

ここからが重要ですが、「損金不算入」というのは、**「経理上、決算上は費用だが、法人税を計算する上では費用としない」**ということです。この辺からボーッとしてくるかもしれません。先の例でいうと、

決算書(経理)

売					10,000,000	Baht
売	上		原	価	8,500,000	Baht
一	般	管	理	費	2,000,000	Baht
当	期	利	益	① △	500,000	Baht

申告書(税金計算)

加 算 (A d d B a c k)	②	+ 1,000,000	Baht
課 税 所 得	③=①+②	500,000	Baht
税 率	④	30%	Baht
法 人 税 額	③×④	150,000	Baht

税金計算をする時に、②の部分で「費用としない」→「費用を取り消す」→「当期利益をその分増やす」ということをやります。これを「損金不算入」、「加算」、「Add Back」といつたりしているのです。この金額が増加すると、決算上の利益以上に税金が課されることが見て取れると思います。上記では決算上は赤字なのに、Add Back のせいで、税率を乗じる対象の課税所得は 50 万バーツとなり、15 万バーツの法人税が課されています。

Add Back は無いに越したことはないですが、先に述べたように証拠書類の要件が厳しく、タイではある程度の発生は不可避といえます。金額の大きな取引で領収書の不備等が出ないように注意をしましょう。

〃〃〃Bookkeeperのつぶやき。〃〃〃



自分がタイで独立した時、おそらくこんな馬鹿なことをする会計士は自分が最後とっていました。何とかよき理解者や幸運にも恵まれ、ここまで来ましたが、途中はほんとに七転八倒でした(これからもきっとそうでしょう)。今回、見事に「自分が最後」との目算は外れ、長澤さんが、テラスグループに加入。伊達と酔狂? の若い会計士は他にもいるのかと少し驚くと同時に、多様な人材を活用できない業界の体質はあいかわらずだなと考えてしまいました。とにかく頑張ってください。自称、ラストサムライの称号をお譲りします。(^^;



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 ^{こばやし かずまさ} 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

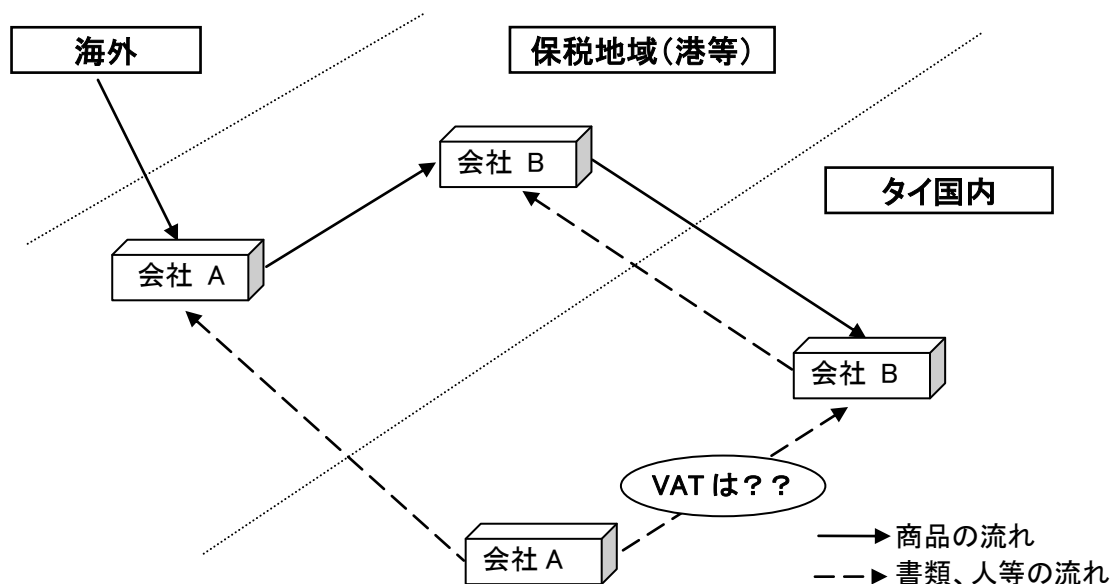
代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第9回 会計税務問答集 - アカウンティ -

事務所閉鎖の状況の中、この原稿を書いています。PC さえあればどこでも書けそうですが、記憶に頼っていると、結構、間違えたことを書きそうで怖いです。。。

さて、UDD の影響、事務所対応の相談の件はさておいて、最近、それ以外で相談の多い案件に、いわゆる保税地域における商品の受け渡しというものがあります。書類の差し替え等の話は通関業者にお任せすることになりますが、VAT の取り扱いをわかっている方は少なく、結構、ミスも多い実務です。

わかりにくいですが、図で示すと



<商流の解説>

会社 A、会社 B ともタイ国内の会社ですが、会社 A は商品を海外から仕入れ、タイの保税地域(港等)で当該商品を会社 B に引き渡します。会社 B は、自らの名前において通関手続を実施し、タイ国内に輸入します。請求関係ですが、海外から仕入れをしたのは、会社 A ですので、海外サプライヤーからの請求は会社 A が受けます。会社 A は会社 B に請求します。業界用語で、会社 A のことをアカウンティと呼び、会社 B のことをコンサイニーと呼びます。なぜ、こんな取引をするのか、様々な事情はあると思いますが、最も多い事情は、会社 B が BOI の関税免税恩典を有しており、会社 B の名前で輸入した方が、関税を節約することができるというものです。BOI の恩典のない会社 A が、輸入をすると、会社 A は関税を払わなければならない、当然、会社 B への請求金額にも反映されてきます。これをどうにか避けるために、使われるのがこの方法です。BOI の関税免税を受けて、輸入される場合には、税法の法令によって VAT も免除されます。

＜VAT の取り扱い＞

さて、ここで問題になるのが、会社 A から会社 B への請求です。両方ともタイ国内居住法人であり、VAT 登録していますが、会社 A は、会社 B に VAT もあわせて請求するべきでしょうか？ すなわち、タックスインボイスを発行するべきでしょうか？

これについて、ややこしい話ですが、法令は、場合分けして対応を定めています。

① 会社 B(コンサイニー)が、輸入時に VAT を支払った場合

いいかえればBOIの恩典等を使用せず、通常の輸入手続を実施し、関税とともにVATを支払ったような場合、会社 A(アカウンティ)は会社 B に VAT を請求してはいけません。もし、請求すると会社 B は、同一取引について VAT を2回払わなくてはいけなくなからずです。ただし、この場合には後日の税務調査に備えて、会社Bの輸入書類(関税局からのVAT領収書含む)のコピーを入手しておいてください。これをしていないと VAT 徴収漏れを指摘される恐れがあります。

② 会社 B(コンサイニー)が、BOI の恩典等を利用する等の事由により、VAT を支払っていない場合

会社 A(アカウンティ)は会社 B に対して VAT を請求しなければなりません。すなわちタックスインボイスを発行する必要があります。

②の場合、会社 B は、請求された VAT を仕入税額控除に使用することができ、売上 VAT からの控除や還付の対象となります。この辺の理解が進んでおらず、会社 B の方が VAT の請求につき、会社 A の方にクレームをつけるケースがあるようですが、しくみを十分に理解しておいてください。もちろん資金繰りの問題は出てきますので、十分な事前の打ち合わせが必要です。

。。。Bookkeeperのつぶやき。。。



この原稿を書いているのは、5月20日。セントラルワールドが燃えた翌日です。このような暴挙に憤り、虚しさ、そして哀しみを感ずります。今回の一連のUDDの一件は、精神的に随分と堪えました。そして、悲しいことに、ほんの少しタイ人のことが嫌いになりました。

それでも、これらすべてを乗り越えて前に進まなくてはなりませんね。。。ここは、すでに自分の町、国なのですから。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第10回 会計税務問答集 - ゴルフメンバーシップ -

弊社への質問回数ランキング、ナンバー1で、ゴルフ友達の方からは、いつもKのつぼのネタ(オイオイ 実話!?)をいただいております。本当にいつもありがとうございます。今回のテーマも、この方からいただきましたが、他の方からも数件、関連で会計税務処理について照会が来ていました。 ゴルフメンバーシップの話題が出るということは、大分、会社の資金繰りにも余裕が出来て、景気がよくなってきたのかなあという気がしています。

さて、タイのゴルフメンバーシップは、「ゴルフ場を利用する権利」ということで、日本のゴルフ会員権と何らかわるところがありません。しかし、日本の場合は、ほとんどが預託金という形態を採用しているのに対し、さらにわかりづらい「無形の権利」というものをタイでは売買しています。一部、株式や保証金のゴルフ場もありますが、ほとんどのゴルフ場では、返還されない一時金をゴルフ場に支払ってこの権利を買うことになります。流通しているメンバーシップも当該権利の売買です。メンバーといってもゴルフ場の債務者でも株主でもなく、ゴルフ場の運営に参加することもできません。規約を簡単に換えられてしまうことも日常茶飯事です。また、ゴルフ場のオーナーというのが別にいて幅を利かせています。その意味では本来のメンバーシップ、クラブマンシップとは全く異なり、タイの場合、ゴルフ場をグリーンフィーなしで一定期間(あるいは永久)に利用することができるだけという権利で、結果としてメンバーへの対応も「ゴルフをやらせてあげている」という形となります。英国のクラブライフにあこがれる自分としては、かなりがっかりな現状ではあります。。。以下、会社でゴルフ会員権を購入する場合の会計税務処理について書いていきます。

(1) 法人会員

まずは、わかりやすい法人会員について見ていきましょう。法人会員は、会員名義が会社名義のもので会社の財産としての性格が明確なものです。取得目的は、大概が会社顧客の接待用ということで説明できると思います。

(一時金及び年会費の処理)

一時金は、会計上、施設利用権という無形資産になり、貸借対照表の資産となります。もし、会員権が有期間の場合は、その期間で定額償却をしていきます。期間なし、ライフタイムの場合は理屈上は償却できませんが、以下述べるような税務の処理に引きずられて10年で償却している例が多いようです。償却費及び年会費は、販売費及び一般管理費で処理します。

税務上も無形の権利となり、有期間の場合は、その期間、定額償却費で損金算入が認められます。無期限の場合は、10年定額償却で損金算入が認められます。償却費の取り扱いですが、取得目的が、顧客接待の場合は、償却費及び年会費ともに交際費として処理することになると思います。

(2) 個人会員

ゴルフ場によっては個人メンバーしか募集してなかったり、会社の予算の都合等の事由で個人メンバーしか買えないケースがあります。この場合、所有権を有しているのが、会社なのか個人なのか不明確になります。

(一時金及び年会費の処理)

一時金を、無形資産として、会社の貸借対照表に載せることについては議論があるようです。監査人や税務署から指摘をよく受けるのもこの項目です。一般的には以下のいずれかの方法が取られます。

① 全額を、現物給付として給与として処理する。税務上は個人の所得とする。

個人利用が主であればこの処理が正しいとは思いますが、個人所得税が多額となるためこの処理はあまり採用されません。

② 全額を一括で寄付金として会計処理し、法人税法上の損金不算入として処理する。

有期限の場合に、支出時一括とするか、期間按分するか議論の余地はあると思います。私見では、通常、寄付金は、支出した時の費用なので、前払という概念は発生しないように思っています。一括で費用とした場合、損益に影響が大きいので、当該処理については慎重に検討が必要です。

③ 個人への無利息貸付金とする。

この場合、金銭消費貸借契約書が必要で、無利息の場合、法人税法上、認定の受取利息の認識が必要です。また、毎年、当該利息について特定事業税の申告納税が必要になります。

年会費については、会計上は販売費及び一般管理費で処理し、税務上は、上記処理と離れて、会社宛領収書が出る限り交際費、領収書が出なければ損金不算入(もしくは個人所得)の処理をします。

一見すると個人会員に比して法人会員は値段が割高ですが、上記、税金の効果も考えて、かしこいメンバーシップ購入をしましょう！

。。。Bookkeeperのつぶやき。。。



理由も無く mixi には抵抗を感じていましたが、現在、ブログ、Twitter に続いて facebook (SNS) にハマっています。。ブログ、Twitter の内容をそのままニュースフィードに流せたりして、他のツールとの親和性もいいし、プライバシーの設定もかなり細かく設定できるので、いろいろとゴルフ友達、飲み友達と分けて使用することもできます。特に一緒に行った様々なイベントの写真、動画を特定のグループと共有するのに便利ですね。もっともプライバシー設定を間違えると大変なことになりますが、、、(^_^;



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 ^{こばやし かずまさ} 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th